

「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について(要請)」

解説資料

～事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと～



公益社団法人
全日本トラック協会

中野大臣からご発言のあった要請のポイント

さらなる賃上げと、環境改善による職場の魅力を高めるため
荷主側のみならず、トラック業界内においても以下の取組を進めてください。

元請事業者等が中心と
なって取り組む事項

- ・下請法改正案について施行前から自主的な対応を始めてください

他の事業者に運送委託を
行う全てのトラック事業者が
取り組む事項

- ・多重取引構造を当然とする商習慣を直してください
- ・実運送に係るコストを勘案した価格決定をしてください

全てのトラック事業者が
取り組む事項

- ・運賃収入の上昇分を、トラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させてください

要請項目別 事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

要請 1.

下請法違反がないか業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

- ・自社において下請法違反がないか中小企業庁・公正取引委員会が公表している資料(P4～10参照)を活用し、自主点検をしてください。

- ・下請法違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置をてください。

- ・「自発的申出」とは、下請法違反行為を行った親事業者が自発的に公正取引委員会に申出をし、かつ、以下のような事由が認められた場合には、勧告を行わないことです。

- ・公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。

- ・当該違反行為を既に取りやめている。

- ・当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。

- ・当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。

- ・当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

(注) 下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

要請 2.

下請法の改正に関する検討状況の周知や、
成立・施行前からの自主的な対応

- ・下請法改正案において新たな措置が検討されていますので、改正案の成立・施行を待たずに、自主的に対応をしてください。

主な改正内容は次のとおり

- ①協議に応じなかったり、協議において必要な説明又は情報の提供をせずに、一方的に代金の額を決定することが禁止されます。

- ②手形払いが禁止されます。

- ③発荷主と運送事業者間の取引が下請法の対象となります。

- ④資本金に加え従業員数300人の区分が新設されます。資本金を低く抑えることで下請法逃れができなくなります。

- ⑤国土交通省(「トラック・物流Gメン」等)に通報した場合も、下請法の「報復措置の禁止」の対象となります。

- ⑥法律上の用語を次のように変更します。

「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」

下請法の閣議決定について(公正取引委員会HP)

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて(公正取引委員会HP)

https://www.iftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

要請項目別 事業者の皆様にとり組んでいただきたいこと

要請3.

「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

- ・本年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法において措置された以下の事項について、しっかりと取り組んでください。

・畫面の交付【義務付け】

・委託先への発注適正化(健全化措置)【努力義務】

・実運送体制管理簿の作成【元請事業者に義務付け】

・実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知【各事業者に義務付け】

・運送利用管理規定の作成、運送利用管理者の選任【前年度の利用運送量100万トン以上の事業者に義務付け】

4月1日施行の改正貨物自動車運送事業法について(全ト協HP)
https://ita.or.jp/member/kaisei_jigyoho/top/jigyoho.html

- ・次の自主行動計画とガイドラインを参考に改善すべき商慣習を見直してください。

・「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」(全ト協)

<https://ita.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

・「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進 ガイドライン」(国交省)

<https://www.mlit.go.jp/common/001442847.pdf>

要請4.

最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

- ・元請事業者をはじめとする他の事業者¹に運送委託を行う全てのトラック事業者は、実運送事業者に係るコスト(燃料や人件費の上昇分など)を勘案して、価格決定を行ってください。

要請5.

自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

- ・全ト協が策定した自主行動計画の取組事項の遵守やパートナーシップ構築宣言を行い、宣言に沿った取り組みを実施してください。

パートナーシップ構築宣言について、宣言の方法(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト)
<https://www.biz-partnership.jp/>

全ト協策定の自主行動計画(全ト協HP)

<https://ita.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

要請6.

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守し、発注者は適正な価格設定を行い、受注者は積極的な価格交渉を行ってください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会HP)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujiun/romuhtenka.html>

【親事業者の禁止行為「下請代金の減額」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- ☒ 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- ☒ 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- ☒ 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がないにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力（大量発注や品質の緩和、工程見直しなど）により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件に戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠（品質、仕様、発注量など）を確認した上で、社内の予算承認を得る。

【親事業者の禁止行為「買ったたき」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- ☒ 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格（集中購買価格）を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。

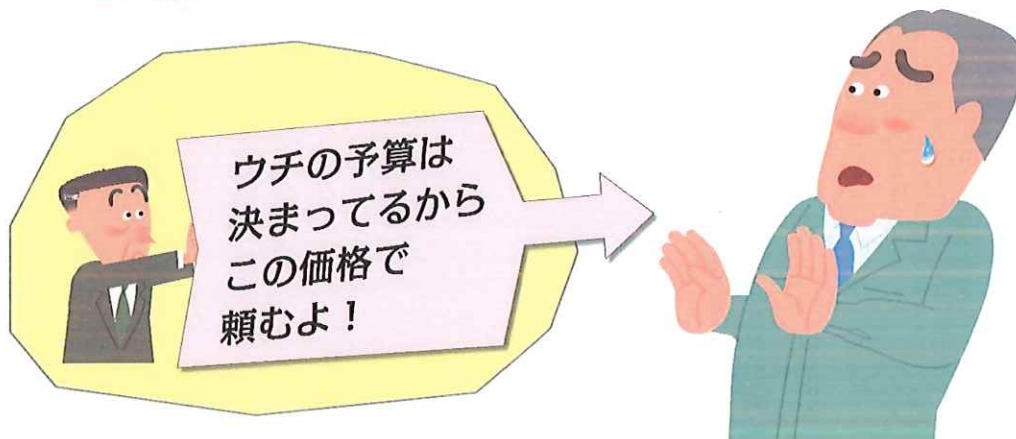
こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法（見直しの時期や方法、価格スライド制など）について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

【親事業者の禁止行為「買ったたき」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- ☒ 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていますか。
- ☒ 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていませんか。
- ☒ 厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。
- ☒ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

【親事業者の禁止行為「不当な給付内容の変更、やり直し」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
- ☒ 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。
- 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

【親事業者の禁止行為「不当な経済上の利益の提供要請」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

∞

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていませんか。
- ☒ 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

要請1 下請法違反の自主点検用資料（中小企業庁「手形運用変更周知ポスター」）

【親事業者の禁止行為「割引困難な手形の交付」】

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を
利用している皆様

交付から満期日までの期間
60日
を超えていませんか？

**2024年11月以降、交付から満期日までの期間^{※1}が60日を超える
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、
行政指導^{※2}の対象となり得ます。**

※1一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日



手形サイト90日



手形サイト 120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合

※月末締め翌月末手形払いの場合



※政府は、2026年を目途とした、紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。



中小企業庁

参考資料集

相談窓口

下請かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。



価格転嫁サポート窓口

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka-support.html>

価格転嫁サポート窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。担当の者が対応いたします。



下請法について

下請法ガイドブック 「知って守って下請法」

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittemamotte.pdf

法律の概要、違反事例の紹介等



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

